

ハラスメントに関する相談について

長岡造形大学では、「公立大学法人長岡造形大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下、規程）」を制定し、ハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に措置するための体制を構築しています。

ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他民族、国籍、宗教又は障害の有無等に基づく不適切な言動により他者の人権を侵害する行為です。

ハラスメントは、その行為をした者の意図や認識の如何にかかわらず、受け手の意に反する不適切な言動が存在したか否かが基準となり判断されます。

この不適切な言動の存在については、大学生活の時間内に限らず、学内における人間関係が持続する活動場における言動なども対象となります。

特に、身近なセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて、以下のとおり説明します。

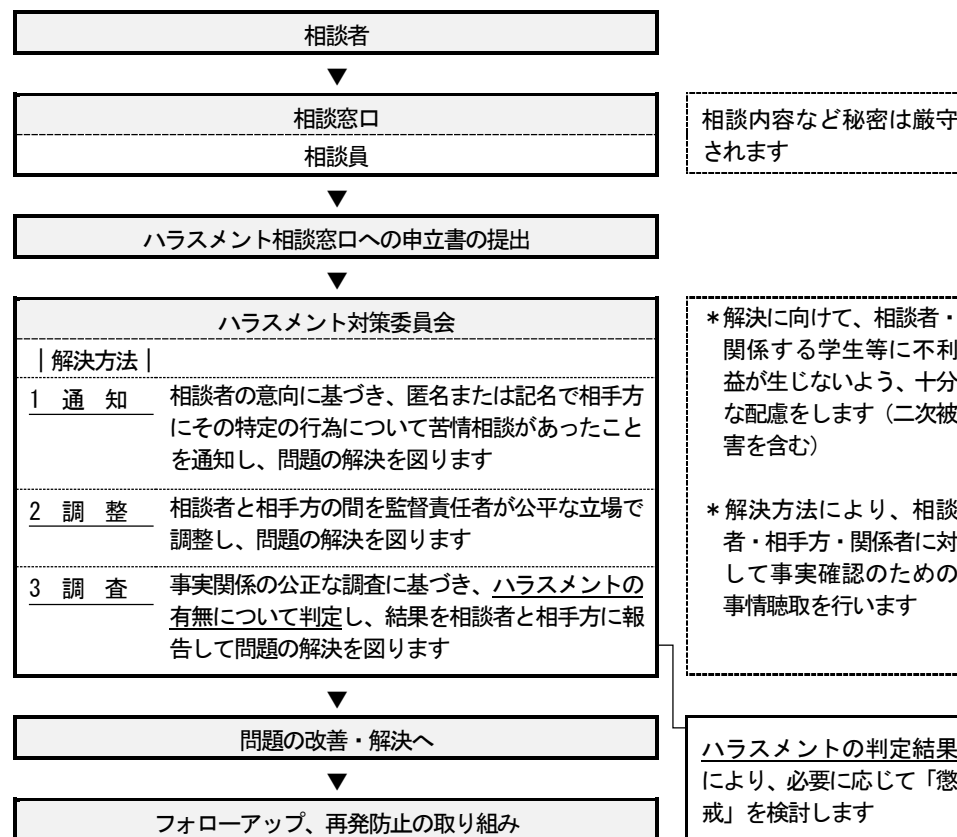
<p>セクシュアル・ハラスメントとは</p> <p>教職員同士、学生同士、教職員と学生の間において相手方を不快にさせる<u>性的な言動</u>（＝性的な関心や欲求に基づく言動）をいいます。</p> <p>これには、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。</p> <p>例としては、性的な要求を受け入れることを進級や評価などの条件とすること、性的な表現や行動をすることによって他者に不快感を与えることなど、修学上の環境を害するといったものが挙げられます。</p>
<p>アカデミック・ハラスメントとは</p> <p>教職員がその職務上の地位や権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して、学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた<u>研究・教育上または修学上の不適切な言動</u>（＝学生の修学上の環境を害する言動）をいいます。</p> <p>個人の受け取り方によっては、業務上必要な指示や注意・指導を不満に感じたりすることもあります。業務の適正な範囲で行われている場合には該当しません。</p> <p>例としては、職務上の地位を不当に利用して、研究や修学を妨害したり、研究上又は修学上不利な取扱いをしたり、研究成果を奪取したり、誹謗中傷や精神的虐待をするなどにより、研究や修学の意欲を損ね、又は環境を害するといったものが挙げられます。</p>
<p>パワー・ハラスメントとは</p> <p>職員等が職務上の地位や権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して、他の職員等に対して行う業務の適正な範囲を超えた<u>就労上の不適切な言動</u>をいう。</p> <p>例としては、就労を妨害したり、就労上不利な取扱いをしたり、誹謗中傷や精神的虐待をするなどにより、就労意欲を損ね、又は環境を害するといったものが挙げられます。</p>

ハラスメントを受けていると感じたら

ハラスメントを受けていると感じたら、ひとりで悩んだりせず、すぐに誰かに相談することが重要です。

本学では、ハラスメントに関する苦情申立や相談（苦情相談）に対応する相談窓口を設けています。相談窓口では、学生の場合「ハラスメント対策委員及び学生支援課の職員」、教職員の場合「ハラスメント対策委員及び総務課職員」が相談員として相談に応じます。

相談から解決への流れ



* 上記手続き等は、規程及び公立大学法人長岡造形大学ハラスメントの対策に関するマニュアルに基づきます